

熊本県公報

第 1 1 5 9 7 号
平成 19 年 9 月 7 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示**
- 指定居宅サービス事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
 - 指定介護予防サービス事業所の指定……………(") 1
 - 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 1
- 公 告**
- 事故処理車 (2000cc クラス・ルートバン型) の調達にかかる一般競争入札の実施……………(管理調達課) 2
 - 標準積算システム用サーバ及び関連機器の賃貸借にかかる一般競争入札の実施……………(農村計画・技術管理課) 4
 - 公共測量の実施……………(監理課) 6
 - 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 7
 - "……………(") 7
 - 開発行為工事完了……………(建築課) 8
 - 平成 19 年度砂利採取業務主任者試験の実施……………(産業支援課) 8
 - 大規模小売店舗立地法に基づく届出……………(商工政策課) 9
- 登 載 依 頼**
- 平成 19 年度身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験の実施……………(人事委員会総務課) 10
 - 熊本県感染症発生動向調査企画委員会の開催……………(健康危機管理課) 16

告 示

熊本県告示第 748 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターしゃらの樹 上益城郡甲佐町岩下 157 番地 1	医療法人社団秀誠会	平成 19 年 9 月 1 日

熊本県告示第 749 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターしゃらの樹 上益城郡甲佐町岩下 157 番地 1	医療法人社団秀誠会	平成 19 年 9 月 1 日

熊本県告示第 750 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 菊愛会 在宅支援センター輝なっせへるぷねっと 居宅介護、重度訪問介護及び行動援護	事業所の所在地	菊池市隈府 110 番地 4	菊池市隈府 494 番地 2F	平成 19 年 7 月 1 日

公 告

熊本県公告第 740 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

事故処理車（2000cc クラス・ルートバン型） 1 台

(2) 調達物品の規格及び品質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成 19 年 12 月 28 日（金）

(4) 納入場所

熊本県警察本部警務課（装備係）

(5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

(6) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

(5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部警務課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）

- の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年9月7日（金）から平成19年9月24日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成20年9月30日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2の（5）に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成19年9月7日（金）から平成19年9月20日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載する場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、（4）の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2の（5）を証明する書類（仕様適合証明書）
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年9月7日（金）から平成19年9月20日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4の（5）記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム（運用時間：午前9時～午後5時）により入札すること。
入札書受付締切日時 平成19年9月26日（水）午後4時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成19年9月27日（木）午前10時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館2階）
ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6の（3）のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。

- イ 紙入札方式の場合
6 の (3) のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 9 月 26 日 (水) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ くじ番号の記入のない入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 741 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 借入物品及び数量
標準積算システム用サーバ及び関連機器 一式
- (2) 借入物品の規格及び品質等
入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 借入期間
平成 19 年 12 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日まで
- (4) 納入期限
平成 19 年 11 月 30 日 (金)
- (5) 納入場所
要求仕様書による。
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60 月賃借料率で計算すること。

- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査のうえ、有資格者として営業種目リース・レンタル（取扱業種OA機器類）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(3)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の機能証明書（別添様式）を平成19年9月18日（火）午後5時までに熊本県農林水産部農村計画・技術管理課に提出し審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。
なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111（内線6350）
ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成19年9月7日（金）から平成19年9月14日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県農林水産部農村計画・技術管理課（県庁行政棟本館9階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-383-1111（内線5461）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年9月7日（金）から平成19年9月18日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成19年9月27日（木）午後2時から
イ 場所
熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年9月26日（水）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった一月当たりの額に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならぬ。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（一月当りの賃借料）に借入期間月数（60 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 742 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（土地活用促進調査）	平成 19 年 10 月 1 日から 平成 20 年 3 月 30 日まで	熊本市

熊本県公告第 743 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス玉名大倉店
玉名市寺田字大堂 7 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
 - (2) 小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 20 年 4 月 24 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,274 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
71 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
37 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
60 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 9 時 30 分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時 30 分から午後 10 時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
4 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 8 月 23 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成 19 年 9 月 7 日から平成 20 年 1 月 7 日まで

熊本県公告第 744 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイヤモンドシティ・クレア
上益城郡嘉島町大字上島字同尻 2146 番の 1 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 51,936 平方メートル
変更後 59,000 平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
変更前 4,299 台
変更後 4,820 台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 1,627 台
変更後 946 台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積

- 変更前 798 平方メートル
変更後 1,036 平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
変更前 78 立方メートル
変更後 280 立方メートル
- (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 6 か所
変更後 7 か所
- 3 変更する年月日
平成 20 年 4 月 23 日
- 4 変更する理由
商環境の変化に伴い、売場を拡張することで商業施設としてより一層の充実を図るため。
- 5 届出年月日
平成 19 年 8 月 22 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び上益城地域振興局総務振興課
平成 19 年 9 月 7 日から平成 20 年 1 月 7 日まで

熊本県公告第 745 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字八窪 3791 番 57
255.04 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市御代志 1534 番地 4
平井 信男

熊本県公告第 746 号

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条の規定に基づく知事が行う平成 19 年度砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和 43 年通商産業省令第 80 号）第 8 条の規定に基づき次のとおり実施する。
平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する日時
平成 19 年 11 月 9 日（金）
午前 10 時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 7 階 701 会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 砂利の採取に関する関係法令
(2) 砂利の採取に関する技術的事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 受験願書の受付期間等
平成 19 年 10 月 15 日（月）から平成 19 年 10 月 26 日（金）まで（閉庁日を除く。）。受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。なお、郵送による申込みの場合は、10 月 26 日までの消印があるものに限り受け付ける。
- 5 提出書類
(1) 受験願書
(2) 履歴書
(3) 受験票（裏面に郵便番号、住所及び氏名を記載し、切手を貼ること。）
(4) 写真（手札形とし、受験願書提出前 6 か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
(5) 受験手数料
受験願書提出のときに、熊本県収入証紙により 8 千円を納付すること。
- 6 受験願書の請求先及び提出先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県商工観光労働部産業支援課資源班
電話 096-333-2322（ダイヤルイン）

熊本県公告第 747 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 9 月 7 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンリブシテイくまなん
熊本市平成三丁目 273 番地ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置

変 更 前		変 更 後	
ライフ館 B1 階	200 台	ライフ館 B1 階	200 台
スイング館	238 台	－（閉鎖）	
ライフ館北側	509 台	－（閉鎖）	
		ライフ館北東側	747 台
計	947 台		947 台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
ライフ館	255 台	ライフ館	370 台
スイング館	105 台	－（閉鎖）	
計	360 台		370 台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
ライフ館	406 平方メートル	ライフ館	406 平方メートル
スイング館	73 平方メートル	－（閉鎖）	
計	479 平方メートル		406 平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変 更 前		変 更 後	
ライフ館	94 立法メートル	ライフ館	94 立法メートル
スイング館	62 立法メートル	－（閉鎖）	
計	156 立法メートル		94 立法メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前		変 更 後	
	7：30～23：15		7：30～22：30

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変 更 前		変 更 後	
ライフ館南側	1 か所	ライフ館南側	1 か所
スイング館	2 か所	－（閉鎖）	
ライフ館北側	4 か所	－（閉鎖）	
		ライフ館北東側	3 か所
計	7 か所		4 か所

- 3 変更する年月日
平成 20 年 4 月 30 日
- 4 変更する理由
営業施策上、土地の有効利用をするため。
・スイング館棟解体に伴う駐車場等廃止。
・ライフ館北側平面駐車場に商業施設及び立体駐車場を新たに設けるため、工事期間中の駐車場を確保するため。
- 5 届出年月日
平成 19 年 8 月 29 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課

平成19年9月7日から平成20年1月7日まで

登載依頼

熊本県人事委員会公告第5号

平成19年度身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成19年9月7日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

この試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、熊本県内に居住する身体障害者の雇用の促進を図ることを目的として実施するものです。

※ 点字による受験もできます。点字の選考試験案内をご希望の方は、人事委員会事務局までお問い合わせください（問い合わせ先は9に記載）。

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	採 用 後 の 職 務 内 容
一般事務	2人程度	知事部局等（出先機関を含みます。）に勤務し、一般事務に従事します。

※ 採用予定人員は、今後変更になることがあります。

2 受験資格

次の（1）～（4）の全てに該当する者が受験できます。

- （1）昭和51年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者
- （2）身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者
- （3）自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能な者
- （4）熊本県内に居住している者（通学などのため一時的に県外に居住している者を含む。）

ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・ 日本国籍を有しない者
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（民法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日程等

	日 時	試 験 種 目 等	試 験 会 場
第1次試験	平成19年11月4日（日） 受付 8：00～8：50 開始 8：55 （休憩 11：10～13：05） 終了 14：20（予定） ※ 遅刻者は、9：50までに受付しないと受験できません。	午 前 教養試験 午 後 作文試験	熊本県庁 熊本市水前寺 6-18-1
第2次試験	平成19年12月1日（土） 9：00～17：00（予定） 試験時間は、一人30分間程度を 予定しています。 ※ 集合時間は、第1次試験合格者 にお知らせします。	面接試験	

※ 点字による受験の場合は、試験時間が一部異なります。詳細については、人事委員会事務局までお問い合わせください。

※ 点字による受験を希望する者がいない場合は、試験当日の時間を変更することもあります。

4 試験の方法、配点等

試験の程度は、高等学校卒業程度で行います。

第1次試験（満点80点）

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
教養試験 (80点)	公務員として必要な一般的知識及び能力等について択一式による筆記試験を行います。[出題数40題] 出題分野 知識分野：社会科学、人文科学、自然科学等 知能分野：文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈等	2時間 (ただし、 点字受験者 は3時間)

※ 作文試験は、第1次試験日に実施しますが、採点・評価は第2次試験で行います。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験は不合格になります。

第2次試験（満点150点）

試験の種類(配点)	試験の内容等	解答時間
作文試験 (50点)	公務員として必要な文章による表現力などについて筆記試験を行います。	1時間
面接試験 (100点)	個別面接による口述試験を行います。	

試験の種類ごとに次の合格基準があり、1つでも基準を満たさない場合は、総合得点の如何にかかわらず不合格となります。

<合格基準>

面接試験以外の試験：平均点又は配点の4割の点のいずれか低い点

面接試験：配点の5割の点

- ※ 受験申込書記載事項の受験資格の真否等を確認するため、調査を行うことがあります。
- ※ 教養試験に係る例題（県職員採用試験（高等学校卒業程度）を参照）、及び作文試験に係る平成18年度の課題については、熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）に掲載しています。
- ※ 受験の際は、身体障害者手帳、受験票、ボールペン、鉛筆、消しゴム及び鉛筆削りを持参してください。
なお、時計については、計算機能等がついたものを試験室に持ち込むことはできません。
また、点字器、点字タイプライター、ルーペ、補聴器、補装具などが必要な方は、選考試験当日に自分で持参してください。
- ※ 点字試験問題・拡大印刷問題による受験を希望する方、面接試験に手話通訳を必要とする方、車イスや補装具などを使用する方は、必ず受験申込書裏面の該当するところに○をつけてください。
- ※ 拡大印刷問題は、活字印刷文（10.5ポイント）を約1.4倍（14.8ポイント）に拡大します。

(例) (ア、あ、亜、A、a、1) → (ア、あ、亜、A、a、1)

5 合格者の発表

(1) 第1次試験

- ① 合格者発表日 平成19年11月9日(金)の予定
- ② 発表方法 県庁行政棟本館1階ロビー及び県内各地域振興局に合格者の受験番号を掲示し、合格者のみに文書で通知します。
また、合格者の受験番号は、熊本県のホームページ (<http://www.pref.kumamoto.jp/>)にも掲載します。

(2) 第2次試験

- ① 合格者発表日 平成19年12月上旬の予定
- ② 発表方法 県庁行政棟本館1階ロビー及び県内各地域振興局に合格者の受験番号を掲示し、合格者にかかわらず第2次試験受験者全員に文書で通知します。
また、合格者の受験番号は、熊本県のホームページ (<http://www.pref.kumamoto.jp/>)にも掲載します。

6 受験手続等

次のうちいずれかの方法で申し込んでください。

なお、受験番号は、試験についての問い合わせ、連絡等に必要ですから、受験票の保管とは別に控えておいてください。

(1) 持参又は郵送で申し込む場合

申 込 書 の 請 求	県庁行政棟新館1階情報プラザ、県内各地域振興局総務部総務振興課、熊本県立図書館、くまもと県民交流館パレア、熊本県東京事務所、銀座熊本館、熊本県大阪事務所、熊本県福岡事務所、熊本県福祉総合相談所、熊本県身体障害者福祉センター及び熊本県総合福祉センターで配布していますので、最寄りの配布機関で入手してください。	
	郵便で請求する場合	封筒の表に「選考試験請求」と朱書きし、あて先を明記し140円切手をはった返信用封筒(角形2号:A4判が入るくらいの大きさ[34cm×24cm程度])を同封して、次の請求先に請求してください。 郵便による請求先は人事委員会事務局のみとなっておりますので注意してください。 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号 直通 096-333-2733、代表 096-383-1111(内線 6834) 熊本県人事委員会事務局総務課任用係
申 込 手 続	申込先	熊本県人事委員会事務局総務課任用係 〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1 直通 096-333-2733、代表 096-383-1111(内線6834)
	申込方法	受験申込書(受験申込書記入要領により必要事項を記入してください。)を上記の申込先に郵送又は持参してください。 郵送する場合は、封筒の表に「選考申込」と朱書きし必ず配達記録郵便で送ってください。配達記録郵便によらない方法で郵送した場合の事故は責任を負いません。 また、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。
続	受付期間	平成19年9月25日(火)～10月5日(金)
		持参 受付時間 8:30～17:30 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は、受け付けできませんのでご了承ください。
受験票の交付		受付期間終了後、郵送しますが、10月18日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。

※ 受験票を紛失した場合は、必ず人事委員会事務局総務課任用係へ早めに連絡してください。

(2) インターネットで申し込む場合

申 込 手 続	申込方法	<p>まず、熊本県ホームページの「くまもと電子申請窓口」（よろず申請本舗）にアクセスし、利用者登録（利用者ID・パスワードの取得）を行ってください（この手続きは受付期間前でも行うことができます。なお、利用者ID・パスワードは、利用者登録後、直ちに発行されます。）。</p> <p>受付期間になったら、「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験」を選択し、申込データの入力・送信を行ってください。</p> <p>申込データの受信確認後、到達結果通知書がメールで送信されます。到達結果通知書が送信されない場合やシステムの操作や利用者登録、その他手続に関するお問い合わせについては、熊本県電子自治体コールセンター（TEL096-334-1592）にご連絡ください。</p>
	受付期間	<p>平成19年9月25日（火）8：30～10月2日（火）17：30 上記期間のうち、9月26日～10月1日については24時間いつでも受け付けます。</p> <p>なお、申込書持参・郵送で申し込む場合とは受付期間が異なりますので注意してください。</p>
	処理状況の確認	<p>申込データの到達から審査完了までの処理状況が確認できます。確認される方は、熊本県ホームページの「よろず申請本舗」の「申請はこちら」から「熊本県」、「申請状況照会」の順にアクセスし、今回申請した「身体障害者を対象とする熊本県職員採用選考試験」を選択してください。</p> <p>なお、申込内容の補正等をお願いする場合がありますので、審査完了まで処理状況は随時確認してください。</p>
	受験票・写真票	<p>受付期間終了後、受験票及び写真票を郵送しますので、どちらも試験当日に必ず持参してください。受験票及び写真票が10月18日までに届かないときは、至急、人事委員会事務局総務課任用係まで問い合わせてください。</p> <p>なお、写真票には、所定の箇所に写真（申込み前3ヶ月以内に写したもので、上半身、脱帽、正面向きで本人と確認できるもの。サイズは縦4cm、横3cm程度で、裏面には氏名と生年月日を必ず記入すること。）をはってください。写真票に写真がはっていない場合、受験を認めないので注意すること。</p>

※ この申込みには、「熊本県電子申請受付システム（よろず申請本舗）」を利用しますが、ご利用のインターネット環境によっては、このシステムを利用できないことがありますので、詳しくは熊本県のホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）の「くまもと電子申請窓口（よろず申請本舗）」から電子申請のページにアクセスして確認してください。

※ 申込みは受付期間中に正常に到達したものを受け付けます。予期せぬ機器停止や通信障害などによるトラブルについては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

7 合格から採用まで

(1) 人事委員会は、任命権者（知事）に合格者を通知し、これに基づいて、任命権者は面接等を実施し、最終的な採用者を決定します。

採用は、平成20年4月1日の予定です。

(2) 初任給は、新規高等学校卒業者の場合、月額138,400円（平成19年4月1日現在）で、学歴、経験年数により加算される場合があります。また、条例等の定めにより、月毎の扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給され、更に、期末手当等が支給されます。

8 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、熊本県個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づき、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票、合否通知書又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時30分までの間に直接開示場所へおいでください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受け付けできません。

また、電話、はがき等による請求では開示できませんのでご注意ください。

試 験	開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験	第1次試験受験者	試験種目別得点 総合得点 総合順位	合格発表 の日から 1か月間	人事委員会事務局総務課 (県庁行政棟本館3階)
第2次試験	第2次試験受験者			

9 問い合わせ先

熊本県人事委員会事務局総務課任用係（県庁 行政棟本館3階）

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

直通096-333-2733、代表096-383-1111（内線6834）

熊本県感染症発生動向調査企画委員会公告第3号

熊本県感染症発生動向調査企画委員会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成19年9月7日

熊本県感染症発生動向調査企画委員会
委員長 古瀬 昭 夫

- 1 開催日時
平成19年9月19日（水）
午後7時から午後9時まで
- 2 開催場所
熊本市東町4-11-1
熊本県健康センター 3階会議室
- 3 議題
平成19年8月分の感染症発生動向調査の解析評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県感染症発生動向調査企画委員会事務局（熊本県健康福祉部健康危機管理課）
（電話 096-383-1111 内線 7080）